



宮 崎 県 公 報

平成25年7月16日（火曜日）第 2505 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	○民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 1
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課） 1		○土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課） 1

告 示

宮崎県告示第 426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 7 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人如月会 訪問看護ステーションこころ	宮崎市	訪問看護	平成25年 7 月 1 日

宮崎県告示第 427号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年 7 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字本城字無位ヶ谷2691から2693まで、2695から2700まで、字権代2702から2713まで、2714- 1、2714- 2、2715- 3、2715- イ、2716から2725まで、字華籠ノ口2751- イ、2751- ロ、大字市木字山ノ口2986- 1、2986- 4、2986- 8、2986- 13、2986- 15、2986- 51
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から平成25年 5 月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 7 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣